

2022年8月25日

東京都千代田区神田三崎町三丁目1番16号  
株式会社ツナググループ・ホールディングス  
代表取締役社長 CEO 米田 光宏

## 吸収分割に係る事前開示書面

当社は、株式会社ツナググループHC（東京都千代田区神田三崎町三丁目1番16号。以下「分割会社」といいます。）が運営する求人情報サービス事業である「シフトワークス」事業（以下「本件事業」といいます。）に関し、顧客との利用契約に関する権利義務を除く全ての権利義務を承継することいたしました（吸収分割①）。また、当社は、吸収分割によりHRソリューションズ株式会社（東京都中央区日本橋三丁目10番5号オンワードパークビルディング10階。以下「承継会社」といいます。）に対して、吸収分割①により、分割会社から承継した権利義務及び当社が保有する本件事業に関する権利義務を承継させることいたしました（第2吸収分割）。本件吸収分割①につきまして、会社法（以下「法」といいます。）第794条第1項及び会社法施行規則第192条の規定に従い、また、本件吸収分割②につきまして法第782条第1項及び会社法施行規則第183条の規定に従い、以下のとおり吸収分割契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

### 1 吸収分割①について

(1) 吸収分割契約の内容  
別紙1のとおりです。

(2) 吸収分割の対価の相当性に関する事項  
当社は、分割会社の完全親会社であるため、吸収分割①に際して、当社は分割会社に対して、株式、金銭その他の財産の交付をいたしません。また、当社において、資本金及び準備金の額は変更しません。

(3) 吸収分割会社について  
分割会社の直前事業年度の財政成績及び経営成績並びに最終事業年度に係る決算公告の内容は次のとおりです。

(分割会社の直前事業年度の財政成績及び経営成績)

<https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS81305/8b5a7568/f742/4d68/a3a5/c89abada12f4/140120220728506550.pdf>

(最終事業年度に係る決算公告の内容)

[https://tghc.tsunagu-grp.jp/wp-content/themes/tghc/assets/company/pdf/2109\\_settlement.pdf](https://tghc.tsunagu-grp.jp/wp-content/themes/tghc/assets/company/pdf/2109_settlement.pdf)

なお、分割会社においては、最終事業年度の末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

(4) 吸収分割承継会社について

当社においては、最終事業年度の末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

(5) 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

当社の2021年9月30日現在の貸借対照表における資産の額は3,790,489千円、負債の額は2,794,044千円です。吸収分割①において、当社は分割会社に対して、株式、金銭その他の財産の交付をせず、分割会社の資産及び負債並びに当社が分割会社から承継する予定の資産及び負債に重大な変動は生じておらず、吸収分割①の効力発生日までの間についても、現在のところ重大な変動を生じる事態は予想されていません。以上より、吸収分割①の効力発生日における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであり、その他、当社の吸収分割①後の事業活動において予想される当社の資産及び負債の額並びに収益状況について検討いたしました。当社が負担する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生及びその可能性は、現在認識されておりません。したがって、当社の負担する債務については、吸収分割①の効力発生日以後も履行の見込みがあると判断しております。

2 吸収分割②について

(1) 吸収分割契約の内容

別紙2のとおりです。

(2) 吸収分割の対価の相当性に関する事項

当社は、承継会社より吸収分割②の対価として金450,000千円の交付を受けます。当社が受領する金銭の算定については、本件事業に係る資産・負債の状況及び本件事業の収益の状況をもとに、本件事業に係る将来の動向等から期待される効果等を加味し、両社間で真摯に協議し決定したものであり、相当であると判断しております。

(3) 吸収分割承継会社について

承継会社の最近3年間の財政状況及び経営成績並びに最終事業年度に係る決算公告の内容は次のとおりです。

(承継会社の最近3年間の財政状況及び経営成績)

[https://contents.xj-](https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS81305/8b5a7568/f742/4d68/a3a5/c89abada12f4/140120220728506550.pdf)

[storage.jp/xcontents/AS81305/8b5a7568/f742/4d68/a3a5/c89abada12f4/140120220728506550.pdf](https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS81305/8b5a7568/f742/4d68/a3a5/c89abada12f4/140120220728506550.pdf)

(最終事業年度に係る決算公告の内容)

掲載紙

官報

掲載の日付 2022年6月29日

掲載項 248頁(号外第140号)

なお、承継会社においては、最終事業年度の末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

(4) 吸収分割会社について

当社においては、最終事業年度の末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

(5) 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

承継会社の2021年9月30日現在の貸借対照表における資産の額は1,155,199千円、負債の額は667,231千円です。吸収分割②において、承継会社は当社に対して金450,000千円を交付しますが、承継会社の資産の額は負債の額を上回り、また上記時点から吸収分割②までの間についても、承継会社の資産及び負債に現在のところ重大な変動を生じる事態は予想されていません。

以上より、吸収分割①の効力発生日における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであり、その他、承継会社の吸収分割②後の事業活動において予想される承継会社の資産及び負債の額並びに収益状況について検討いたしましたが、承継会社が負担する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生及びその可能性は、現在認識されておりません。したがって、承継会社の負担する債務については、吸収分割②の効力発生日以後も履行の見込みがあると判断しております。

以上

## 吸収分割契約書

株式会社ツナググループ HC（以下「甲」という。）とツナググループ・ホールディングス（以下「乙」という。）は、甲が運営する求人情報人サービス「シフトワークス」（以下「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務（甲と顧客との利用契約に関する権利義務を除く。）を乙が承継する（以下「本件分割」という。）にあたり、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第 1 条（分割当事会社の商号及び住所）

本件分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりであることを確認する。

(1) 甲：吸収分割会社

商号：株式会社ツナググループ HC

住所：東京都千代田区神田三崎町三丁目 1 番 1 6 号

(2) 乙：吸収分割承継会社

商号：株式会社ツナググループ・ホールディングス

住所：東京都千代田区神田三崎町三丁目 1 番 1 6 号

### 第 2 条（吸収分割）

甲は、本契約の定めるところにより、吸収分割の方法により、甲が効力発生日（第 5 条に定義する。以下同じ。）において営む本件事業に関して有する次条記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

### 第 3 条（承継する権利義務等）

- 1 乙が甲から承継する権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。ただし、本件事業から生じる事業上の収益、費用及び利益（損失）並びにこれらに係る債権債務については、効力発生日をもって区分し、効力発生日前日までの分は、乙に承継されないものとする。
- 2 甲から乙への債務の承継は、重疊的（併存的）債務引受けの方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償できるものとする。

### 第 4 条（分割対価の交付）

乙は、本件分割に際し、甲に対して、株式その他の金銭等の交付を行わない。

### 第 5 条（効力発生日）

本件分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年9月30日とする。ただし、本件分割の手の進行に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これ

を変更することができる。

#### 第6条（分割承認決議等）

乙は、効力発生日の前日までに、株主総会において、本契約の承認その他本件分割に必要な事項に関する承認を得るものとする。

#### 第7条（競業禁止義務）

甲は、本件分割後においても、本件事業と同種又は類似する事業に関し会社法第21条に定める競業禁止義務を負わない。

#### 第8条（本契約の変更及び解除）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じたとき、本件事業運営に必要な許認可等が取得できないとき、その他本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙は、協議の上、本契約に定める本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第9条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項の他、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本、乙が写しを保有する。

2022年8月18日

甲： 東京都千代田区神田三崎町三丁目1番16号  
株式会社ツナググループHC  
代表取締役 上林 時久

乙： 東京都千代田区神田三崎町三丁目1番16号  
株式会社ツナググループ・ホールディングス  
代表取締役 CEO 米田 光宏

(別紙)

### 承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、負債、契約その他の権利義務を甲から承継する。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については2021年9月30日の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎としたものであり、実際に承継する権利義務については、これらに本件分割の効力発生日の前日に至るまでの増減を加除した上で確定する。

#### 1 承継する資産

- (1) 本件事業に属するWEBサイト (<http://sftworks.jp>。以下「本件サイト」という。) に関し、HCが保有する会員(以下「会員」という。本件事業に含まれる本件サイトを通じて会員登録した求職者等の個人をいう。)
- (2) その他甲乙間で別途合意した資産

#### 2 承継する負債

承継しない。ただし、別途合意した負債を除く。

#### 3 承継する契約上の地位(雇用契約を除く。)

本件事業に関して、会員との間で締結した本件サイトに関する利用契約その他承継する資産(上記1)に関わる契約における契約上の地位及び当該契約に付随する権利義務ただし、以下に掲げるものを除く。

- (1) 乙に承継されない資産及び負債に関する契約。
- (2) 承継にあたり契約の相手方から同意を取得することが必要であるにも拘らず、当該同意を取得できなかった契約
- (3) その他甲乙間で別途合意した契約

#### 4 承継する雇用契約

本件分割の効力発生日において甲と雇用契約を締結する従業員のうち、本件事業に従事する従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は、乙に承継する対象としない。

#### 5 承継する知的財産権

本件事業に関して、甲が有する著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)

以上

## 吸収分割契約書

株式会社ツナググループ・ホールディングス（以下「ツナググループ」という。）と HR ソリューションズ株式会社（以下「HRS」という。）は、ツナググループが保有する求人情報提供サービス「シフトワークス」（以下「本件事業」という。）に関して、ツナググループが有する権利義務を HRS に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（分割当事会社の商号及び住所）

本件分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりであることを確認する。

(1) ツナググループ：吸収分割会社

商号：株式会社ツナググループ・ホールディングス  
住所：東京都千代田区神田三崎町三丁目1番16号

(2) HRS：吸収分割承継会社

商号：HR ソリューションズ株式会社  
住所：東京都中央区日本橋三丁目10番5号  
オンワードパークビルディング10階

### 第2条（承継する権利義務等）

- 1 HRS がツナググループから承継する権利義務は、【別紙1】記載の「承継権利義務明細表」のとおりとする。ただし、本件事業から生じる事業上の収益、費用及び利益（損失）並びにこれらに係る債権債務については、効力発生日をもって区分し、効力発生日前日までの分は、HRS に承継されないものとする。
- 2 ツナググループから HRS への債務の承継は、免責的債務引受けの方法による。

### 第3条（効力発生の停止条件）

本件分割は、効力発生日において、以下の各号の事由を全て満たしていることを条件とする。

- (1) クロージング日（第5条に定義）までに、ツナググループの子会社である株式会社ツナググループ HC（以下「ツナググループ HC」という。）を吸収分割会社、ツナググループを吸収分割承継会社とする吸収分割契約に基づき、本件事業に関連してツナググループ HC が保有する会員（本件事業に含まれる WEB サイトに会員登録した求職者等の個人をいう。）及びその他一部契約の権利義務が、ツナググループ HC からツナググループに承継されること
- (2) ツナググループ HC を本件事業の拡販及び顧客（求人者）サポート等を受託する独占的な総代理店とする契約が、HRS とツナググループ HC との間で成立すること

#### 第4条（分割対価）

- 1 本件分割の対価は、金4億5000万円とし、HRSは、ツナググループに対して、これを金銭にて支払う。
- 2 HRSは、ツナググループが本件事業の財務実績に関する予測値又は将来予測に関して一切の表明及び保証を行わず、また、将来的にこれらと乖離が生じたとしても、前項の対価の額に一切の変動を来さないことを承諾する。

#### 第5条（クロージング）

本件分割の効力発生日は、2022年9月30日（以下「クロージング日」という。）とする。ただし、本件分割の手續の進行に応じて必要がある場合は、両当事者協議の上、効力発生日を変更することができる。

#### 第6条（ツナググループの表明及び保証）

- 1 ツナググループは、HRSに対し、本契約締結日及びクロージング日（【別紙2】において時点が明記されているものについては当該時点）において、【別紙2】記載の事項について、いずれも重要な点において真実かつ正確であることを表明し保証する。
- 2 前項にかかわらず、ツナググループの表明保証事項のいずれかが重要な点において真実又は正確でない場合であっても、当該表明保証事項が真実又は正確でないこととなる具体的な事実を、HRSが本契約締結日において知っていた場合又は知り得た場合には、当該表明保証事項に関しては、ツナググループの表明保証違反は存在しないものとみなす。
- 3 本件分割の実行を検討するためにHRS又はそのアドバイザーがツナググループ及びツナググループHCに対して行った本件事業、法務、会計、税務その他の分野に関する調査（以下「デューデリジェンス」という。）において、HRSが、ツナググループの表明及び保証の違反について知り、又は知り得た場合であっても、本契約に従ってなされたツナググループの表明及び保証の効果又はそれに関連する補償若しくは救済措置（第9条によるツナググループの補償又は賠償義務、第10条による解除権を含むが、これらに限定されない。）の有効性、範囲及び効果その他の事項につき、いかなる意味においても影響を及ぼさない。

#### 第7条（HRSの表明及び保証）

HRSは、ツナググループに対し、本契約締結日及びクロージング日（【別紙3】において時点が明記されているものについては当該時点）において、【別紙3】記載の事項について、いずれも重要な点において真実かつ正確であることを表明し保証する。

#### 第8条（秘密保持義務）

- 1 ツナググループ及びHRSは、(i)本契約に関連して相手方から開示を受けた情報、(ii)本契約の存在・内容・交渉経緯・事実（以下、総称して「秘密情報」という。）を本契約の目的にのみ用いるものとし、相手方の書面（電子メールを含む。）による承諾なくして、第三者に開示（プレスリリースを含む。）してはならない。ただし、次の情報は秘密情報に

含まれない。

- (1) 情報受領時において既に公知となっている情報
- (2) 情報受領時以降、情報受領者の責によらずに公知となった情報
- (3) 自らが秘密保持義務を負うことなく第三者より適法に取得した情報
- (4) 自らが相手方から開示される以前から適法に保有していた情報
- (5) 秘密情報とは無関係に自らが独自に、かつ適法に取得した情報

2 前項の規定にかかわらず、ツナググループ及び HRS は、次の各号に定める場合には、自己の責任において、相手方の事前の書面（電子メールを含む。）による承諾を得ることなく秘密情報を開示できる。

- (1) 本契約履行のために知る必要のある最小限の自己の役員及び従業員に対し、当該役員及び従業員が本条に定める秘密保持義務と同等の義務を負うことを条件として、秘密情報を開示する場合
- (2) 自己の依頼する弁護士、公認会計士、税理士、アドバイザーその他の外部専門家に対し、当該専門家が本条に定める秘密保持義務と同等の義務を負うことを条件として、秘密情報を開示する場合
- (3) 金融商品取引法その他法令又は証券取引所の規則により開示を義務づけられる秘密情報を開示する場合。ただし、この場合、秘密情報を開示した事実及びその開示の範囲を、相手方に速やかに通知するとともに（当該開示は法令、命令等に基づき必要最小限の範囲に限られるものとする。）、秘密情報が秘密として取り扱われる様に最善を尽くすものとする。

3 ツナググループ及び HRS は、相手方から要求があった場合又は秘密情報が必要でなくなった場合、相手方の秘密情報（その複製物を含む。）を、返却又は相手方の指示に従い破棄若しくは消去する。

4 本条の義務は、本件分割の効力発生日後も3年間その効力を有するものとする。

#### 第9条（補償）

- 1 いずれかの当事者（以下、本条において「違反当事者」という。）が本契約に基づく義務のいずれかに違反したことにより、他の当事者が損害（合理的な弁護士報酬を含む。以下本条において同じ。）を被った場合には、違反当事者は、当該他の当事者に対し、当該損害を賠償又は補償しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、ツナググループの表明保証事項が、真実又は正確ではなかったことによる HRS の損害については、ツナググループは、(i)HRS の損害の累積額が300万円を超える場合にのみ、(ii)補償の累計金額の上限は、金2億2500万円として、(iii)クローリング日から2年以内に HRS から補償の請求があった場合に限り、HRS に対して補償する義務を負う。

#### 第10条（解除）

- 1 ツナググループ及び HRS は、相手方が以下の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知・催告をすることなく、本契約を解除することができる。なお、本項に基づく解除は

ツナググループ又はHRSの前条に基づく補償又は賠償責任に何らの影響を及ぼすものではない。

- (1) ツナググループについては第6条、HRSについては第7条に定める、相手方の表明及び保証に重大な違反があることが判明した場合
- (2) 本契約を継続し難い、本契約上の義務の違反その他相手方に対する背信行為があり、書面による催告をしたにもかかわらず、10営業日以内に当該違反又は行為が是正されない場合
- (3) 支払停止、支払不能状態となった場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがなされ、又はこれに類する信用悪化状態に陥った場合。また、第三者より仮差押、仮処分、差押、強制執行若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

2 前項の定めにかかわらず、両当事者は、クロージング後は、理由の如何を問わず、本契約を解除することができない。

#### 第11条（競業禁止義務）

ツナググループは、本件分割後においても、本件事業と同種又は類似する事業に関し、一切の競業禁止義務を負わない。

#### 第12条（本契約上の地位の移転及び権利義務の譲渡）

ツナググループ及びHRSは、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位又はこれに基づくいかなる権利若しくは義務について、第三者に譲渡し、承継させ、担保権を設定し、又はその他の処分をしてはならない。

#### 第13条（費用の負担）

本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約の交渉、締結、準備及び履行に関連して各当事者に発生した費用は、当該当事者の負担とする。

#### 第14条（完全なる合意）

本契約は、本件分割に関する当事者間の本契約締結時における唯一かつ完全な合意を構成するものであり、本契約の締結により、かかる事項に関する本契約締結前の合意、約束、了解その他の取り決めは効力を失うものとする。

#### 第15条（反社会的勢力の排除）

- 1 ツナググループ及びHRSは、以下の各号に該当する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団若しくはこれに準ずる者若しくは同等の者と認められる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」と総称する。）に該当していないこと、及び反社会的勢力に関与していないことを表明し、かつ将来にわたっても該当又は関与しないことを確約する。

- (1) 自己
  - (2) 自己の関係会社（財務諸表規則の定めによる。以下同じ。）
  - (3) 自己及び関係会社の特別利害関係者（役員、その配偶者及び二親等内の血族、これらの者により議決権の過半数が所有されている会社並びにその役員をいう。）
  - (4) 自己及び関係会社の重要な使用人
  - (5) 自己及び関係会社の顧客、取引先及び債権者
  - (6) 前各号に掲げる者のほか、自己又は自己の関係会社の経営を実質的に支配している者
- 2 ツナググループ及びHRSは、相手方（以下、本条において「違反当事者」という。）が前項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続を要しないで直ちに本契約及び違反当事者と締結した全ての契約を解除することができる。
- 3 ツナググループ及びHRSは、前項に基づき契約を解除したことにより、違反当事者に発生した損害については一切の賠償責任を負わず、また、違反当事者に対し、かかる解除によって被った自らの損害を賠償するよう請求できる。

#### 第16条（専属的合意管轄）

本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第17条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項の他、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、両当事者協議の上、これを決定する。

（以下余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、ツナググループ及びHRSはそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2022年8月18日

ツナググループ： 東京都千代田区神田三崎町三丁目1番16号  
株式会社ツナググループ・ホールディングス  
代表取締役社長 CEO 米田 光宏



HRS： 東京都中央区日本橋三丁目10番5号  
オンワードパークビルディング10階  
HRソリューションズ株式会社  
代表取締役社長 武井 繁



承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、負債、契約その他の権利義務を甲から承継する。

1 承継する資産

- (1) 本件事業の用に供するソフトウェア及びこれに関連するその他のシステム（旧ソフトウェア（未稼働分）を含む。以下「本件ソフトウェア」という。）
- (2) 本件事業に属する WEB サイト (<http://sftworks.jp>。以下「本件サイト」という。)のドメイン使用に関する権利
- (3) 本件事業に関するロゴマークに関する商標権（登録番号：第 5 8 1 1 2 8 3 号）及びそのデザイン・イラストの著作権（著作権法第 2 7 条及び第 2 8 条に規定する権利を含む。）
- (4) 本サイトに関し、ツナググループが保有する会員（以下「会員」という。本件事業に含まれる本件サイトを通じて会員登録した求職者等の個人をいう。）
- (5) 甲乙別途合意した資産

2 承継する負債

承継しない。ただし、別途合意した負債を除く。

3 承継する契約上の地位（雇用契約を除く。）

- (1) 以下に掲げる契約上の地位及びこれに付随する一切の権利義務
  - ① 本件ソフトウェアに関わる契約
  - ② 本件サイトのドメインの使用に関する一切の契約
  - ③ 会員との利用契約
  - ④ 本件サイトに通じて外部求人情報サイトへの送客を実施する受託契約
  - ⑤ その他両当事者で別途合意した契約
- (2) ただし、以下に掲げる契約を除く。
  - ① HRS に承継されない資産及び負債に関する契約
  - ② 承継にあたり契約の相手方から同意を取得することが必要であるにも拘らず、当該同意を取得できなかった契約（上記（1）の契約を含む。）
  - ③ その他両当事者間で別途合意した契約

4 承継する雇用契約

本件分割の効力発生日において本件事業に従事する従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は、HRS に承継する対象としない。

以上

ツナググループの表明保証事項

**1. 設立及び存続**

ツナググループは、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ有効に存続する株式会社であり、現在行っている事業を行うために必要な権限及び権能を有していること。

**2. 本契約の締結及び履行**

ツナググループは、自己が当事者である本契約の締結及び履行に関し、法令等及び自己の定款その他の社内規則において必要とされる手続をすべて履践していること。

**3. 本契約の適法性**

ツナググループによる本契約の締結及び履行は、(i)法令等又はその定款その他の社内規則に違反するものではなく、かつ、(ii)自己が当事者である契約等に違反し、又はその解除事由を構成するものでもないこと。

**4. 許認可等の取得**

ツナググループは、本契約の締結又は履行に関して必要とされる国、地方公共団体、監督官庁、行政機関、その他の第三者の許可、認可、認証、承諾若しくは同意等、又はそれらに対する届出、通知、登録等（以下「許認可等」という。）が存在する場合には、すべての当該許認可等を適法かつ有効に取得又は履践済みであること。

**5. 倒産手続等の不存在**

- (1) 自己又は第三者によるツナググループに対する破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他の倒産手続（以下「倒産手続」と総称する。）の開始の申立ては行われておらず、また、行われる具体的なおそれもないこと。
- (2) ツナググループについては、支払停止、支払不能その他倒産手続の申立ての原因は存在せず、それらが発生する具体的なおそれもないこと。
- (3) ツナググループはその資産に対する差押え、仮差押え、仮処分、滞納処分等は一切行われておらず、行われる具体的なおそれもないこと。

**6. 本件事業**

本件事業には、いかなる担保権、譲渡の約束、譲渡の禁止その他いかなる制限又は負担も付されていないこと。また、ツナググループが知り得る限り、本件事業の運営及び【別紙1】記載の「承継権利義務明細表」記載の資産（以下「承継資産」という。）の利用が第三者の知的財産権その他いかなる権利も侵害しておらず、そのおそれもないこと。

**7. 知的財産権**

- (1) 本件事業を行うために必要な特許権、実用新案権、著作権、ノウハウその他の知的財産権（以下「知的財産権」と総称する。）がある場合には、ツナググループは、その知る限り、当該知的財産権を適法かつ有効に保有し、又は適法に使用する権利を有していること。
- (2) ツナググループは、知り得る限り、第三者の知的財産権を侵害しておらず、第三者

の知的財産権を侵害している旨の通知、通告、警告、クレーム等を一切受領していないこと。

## **8. 資産**

ツナググループは、承継資産を適法かつ有効に所有している。(ただし、軽微であることが明らかな資産は除く。)

## **9. 契約**

【別紙1】記載の「承継権利義務明細表」記載の契約(以下「承継契約」という。)は、すべてツナググループ又はその子会社が当事者であり、その条件に従って有効で、拘束力があり、また、ツナググループ又はその子会社は、承継契約に基づく義務をのうち重要な点は適切に履行しており、債務不履行、解除事由又は期限の利益喪失事由その他HRSに不利益を生じさせる原因となる事由(以下「債務不履行事由等」という。)は存在せず、ツナググループが知り得る限りそのおそれもないこと。

## **10. 計算書類**

ツナググループがHRSに提出した本件事業に係る2019年10月度から2022年6月度の損益計算書は、ツナググループ及びその関係会社(財務諸表等規則の定義による。)との間の取引などのツナググループの裁量による部分を除いて、ツナググループが適切かつ合理的な方法で作成しており、ツナググループが、知り得る限り、その情報は適正であり、又、誤解を生じさせ得る内容が含まれておらず、誤解を与え得るような事実の省略もない。

### **11. 税金等**

- (1) ツナググループは、本件事業及び本契約において承継資産に関連して納付すべき全ての公租公課を適正かつ適法に納付しており、ツナググループが知り得る限り、本件事業及び承継資産に関する未納付の公租公課は存在しない。
- (2) ツナググループは、所轄の税務当局等から、承継資産に対する公租公課に関してクレーム又は請求を受けておらず、また、税務当局との間で何らの紛争又は見解の相違は生じておらず、ツナググループが知り得る限りそのおそれもないこと。

### **12. 法令等の遵守**

- (1) ツナググループは、本件事業に適用される法令等を遵守していること。ただし、軽微な違反であって、発行会社又は承継事業若しくは本件事業に悪影響を与えるおそれがない違反は除く。
- (2) ツナググループは、本件事業に適用される法令等の違反に関して、監督官庁、行政機関又は捜査機関からいかなる行政処分等もを受けておらず、ツナググループが知り得る限り、それらを受ける具体的なおそれもないこと。

### **13. 紛争**

- (1) 承継資産、承継契約及びその他本件事業に属する資産及び権利義務を対象とする訴訟、調停、仲裁、強制執行、仮差押、仮処分その他の司法上若しくは行政上の手続は係属しておらず、かつツナググループが知り得る限り、そのおそれもないこと。また、ツナググループが知る限り、過去において、承継資産、承継契約及びその他本件事業に属する資産及び権利義務を対象とする判決、仲裁判断その他の司

法上又は行政上の判断、裁定、命令等で本件事業運営に、現在において悪影響を及ぼすものは存在しないこと。

- (2) 上記手続外で、本件事業の運営に影響を及ぼす紛争は生じておらず、また、ツナググループが知り得る限り、かかる紛争が生じるおそれも存在しないこと。ただし、株式会社シフトワース（千葉県成田市、[https://roys-group.co.jp/shift\\_works/company.html](https://roys-group.co.jp/shift_works/company.html)）が、本件事業名「シフトワース」の商標権（登録番号：第5811283号）を侵害している可能性があることを除く。

以上

HRS の表明保証事項

**1. 設立及び存続**

HRS は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ有効に存続する株式会社であり、現在行っている事業を行うために必要な権限及び権能を有していること。

**2. 本契約の締結及び履行**

HRS は、自己が当事者である本契約の締結及び履行に関し、法令等及び自己の定款その他の社内規則において必要とされる手続をすべて履践していること。

**3. 倒産手続等の不存在**

- (1) 自己又は第三者による甲に対する破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他の倒産手続（以下「倒産手続」と総称する。）の開始の申立ては行われておらず、倒産手続が行われる具体的なおそれもないこと。また、本契約の締結及び義務の履行は、倒産手続の開始の原因とはならないこと。
- (2) HRS については、支払停止、支払不能その他倒産手続の申立ての原因は存在せず、それらが発生する具体的なおそれもないこと。
- (3) HRS はその資産に対する差押え、仮差押え、仮処分、滞納処分等は一切行われておらず、行われる具体的なおそれもないこと。

**4. 契約の有効性及び執行可能性**

本契約は、その締結により、HRS の適法かつ法的拘束力を有する義務を構成し、かつ、かかる義務は HRS に対して執行可能であること。

**5. 資金**

買主は、本件分割対価の支払及び本契約に基づき HRS が支払うべきその他の金銭の支払に足る十分な資金を有している。

以上